

令和7年4月1日

宮 内 庁

令和7年度宮内庁政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定に基づく令和7年度宮内庁政策評価実施計画は、計画期間については令和7年度の1年間とし、同条第2項各号の事後評価の対象となる政策については該当なしとする。